

# 柏市立富勢東小学校PTA会則

## 第1章 名称及び所在地

第1条 本会は、柏市立富勢東小学校 PTAと称し、事務所を柏市布施 2176番地2号(柏市富勢東小学校内)に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、児童が安心かつ安全に、充実した学校生活を送ることができるよう、必要な活動を行うことを目的とする。

## 第3章 会員

第3条 本会は、この会の目的、活動内容や方針に賛同する保護者及び教職員を会員とする。

第4条 本会へは自由意志で入会し、また退会できる。

第5条 本会の会員は、会費を収めるものとする。

第6条 本会の入会を希望する時は、入会届を提出する。

第7条 本会の退会は下記の通りとする。

2項 自動退会:卒業・転居によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって退会とする。

3項 退職、異動などにより本校の教職員ではなくなったとき

4項 任意退会:自由意志によって退会するものは退会届を提出する。

第8条 本会への年度途中入退会は下記の通りにする。

2項 本会への途中入会は、会員より申し込みがあった時から会員資格が発生する。

3項 本会を年度途中で任意退会するものは、退会を希望する月の末日までに退会届を提出する。

## 第4章 役員及び学年代表

第9条 本会には、次の役員を置き、下記の人数を標準とする。

1 会長 1名

2 副会長 2名

3 会計 2名

4 書記 2名

5 会計監査 2名

6 事務局長(教員の代表)

第10条 本会に、各学年1名ないし2名の学年代表を置く。

2項 役員が学年代表を兼務することを妨げない。

3項 1学年に複数名の学年代表がいる場合は、互選によって正副を決める。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

2項 会長は、本会の最高責任者であり、会務を統括する。

3項 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、この職務を代行する。

4項 会計は、会の会計事務を処理する。

5項 書記は、会議の議事録その他文章作成を司る。

6項 会計監査は、本会の経理を監査し、次年度始めの総会に報告する。

7項 事務局長は、会長、副会長のもとに、会の諸活動の企画にあたりるとともに諸事務を遂行する。

第12条 役員を選出及び任期は次のとおりとする。

2項 本会の役員は、前年度の役員と学年代表(正)の推薦により決定し、総会で承認を受ける。

3項 会長は、役員会と学年代表(正)、教職員代表からなる選考委員会によって選出し、総会で信任を受ける。

4項 会計監査は、前年度本部役員2名によって構成する。

5項 役員及び学年代表の任期は定期総会から次年度の定期総会までとする。但し、再任は妨げない。

## 第5章 審議及び執行機関

第13条 本会には、次の審議機関を置く。

- 1 総会
- 2 役員会

第14条 総会は、本会の最高決議機関であり、全会員をもって構成する。

2項 定期総会は新年度の最初に開き、以下の事項を審議決定する。

- 1 活動方針案の承認
- 2 予算決算の承認
- 3 第9条及び第10条に基づく役員、学年代表の承認
- 4 規約改正の審議及び承認
- 5 その他、役員または一般会員から提出され、役員会が認めた重要事項

3項 臨時総会は会長が必要と認める場合、または会員の3分の2以上の要求があった場合に開くことができる。

4項 総会は会員の過半数が出席したときに成立する。なお、委任状が提出された場合は、これを出席として扱う。

5項 いずれの総会も、必要に応じて紙面又は電子的方法によって開催することができる。

6項 紙面又は電子的方法にて総会を行う場合、議案に対する賛否を記載できる投票用紙により行う。

7項 議決権行使書の未提出及び白紙は、賛成に含むものとする。

第15条 役員会は、総会につぐ審議機関である。

2項 役員会は、会長、副会長、会計、書記、事務局長をもって構成し、原則として会長が必要と認めた場合に開催する。

3項 役員会は、会の運営に必要な諸事項を協議し、会の運営に責任を負う。

第16条 本会の執行機関は全会員とし、役員会ないし学年代表からの要請があるとき、自発的に会の運営に必要な業務を行う。

2項 「できる人が、できるときに、できることをする」を原則とし、活動は強制されたり強制したりすることを禁ずる。

第17条 学年委員会、文化委員会、安全厚生委員会、広報委員会については、暫時停止する。ただし希望者がいる場合は、再開を妨げない。

## 第6章 会計

第18条 本会の会計は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第19条 この会の会計年度は定期総会から次年度の定期総会までとする。

第20条 会費は、その年度の経済情勢その他の事情を考慮し、総会の承認を経て施行細則で定める。

第21条 予算に計上された予備費を使用する場合には、役員会の承認を得るものとする。

第22条 会計は、収支明細書を備え、かつ監督を受け、これを次の総会に報告し、承認を得る。

## 第7章 付則

第29条 会長は、役員会の議決を経て、本会運営のための施行細則を定めることができる。但し、次回総会において報告承認されなければならない。

第30条 本会則の変更は、会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第31条 本会の年度切り替えは、毎年4月1日より5月上旬の間とする。

第32条 本会は、昭和59年9月8日より施行するものとする。

第33条 平成18年4月24日、平成23年4月22日、平成24年4月23日、平成25年4月22日、平成26年4月22日、平成27年4月20日、平成29年4月24日、平成30年4月23日、平成31年4月19日、令和2年4月17日に改定された会則を、令和4年4月28日より大幅に改正し、施行する。

第34条 令和5年4月28日、会則改正

# 柏市立富勢東小学校PTA施行細則

## 第1章 会費

第1条 PTA会費は、1カ月400円とする。

第2条 年度の途中で入会する場合は、入会した月から会費が発生するものとする。

第3条 年度の途中で退会する場合は、退会した翌月から会費が発生しない。

第4条 会長及び校長が認めた場合、特定の会員のPTA会費を減免できる。

## 第2章 慶弔及び報償

第5条 会員に対する慶弔費は以下のとおりとする。

- 1 会員及びその配偶者、または児童の死亡 5,000円
- 2 教職員の婚姻 5,000円
- 3 入学・卒業に関するお祝いの品物等 慶弔費から購入

第6条 教員が転退職した場合は、報償費より花束をおくる。